

7月11日福島県からの申し入れ事項（6号機使用済燃料プール冷却浄化系弁漏えい関連）

	申し入れの内容	回答
1	原因を早期に究明し、当該弁の補修など確実に対策を実施すること。	6号機燃料プール冷却浄化系については、当該弁を「閉」状態で冷却運転を再開し、漏えいがないことを確認したことから、冷却運転を継続しております。現在、漏えい部と考えられる部位の点検、補修を早期に実施すべく検討中ですが、点検するには、同系統の停止、使用済燃料プールの水位調整などが必要となりますので、慎重な事前検討を進めた上で実施します。
2	5号機及び6号機の冷却設備等の重要な設備について、同様の不具合がないか、点検を確実に実施するなど管理を徹底すること。	使用済み燃料を冷却する設備を中心に、重要な設備の点検方法、点検周期を震災以降の不具合等の実績を参考に再検討し、冷却設備の不具合による停止を防止します。